

時期	応急段階
区分	被害状況の把握と二次災害の防止
分野	観光施設等の被害状況把握
検証項目	景勝地等の被害状況調査等

根拠法令・事務区分	災害対策基本法、文化財保護法、激甚災害法
執行主体	国、県（自治事務）、市町（自治事務）
財源	文化財等の指定のある建造物については国庫補助あり ・国指定文化財 1 / 2 以上、県指定文化財 1 / 3 (阪神・淡路大震災では国指定文化財で補助率を原則20%かさ上げ) 文化財修理費助成事業補助、歴史的建造物等修理費補助(阪神・淡路大震災復興基金) ・所有者負担額の 1 / 2
概要	国や地方公共団体による文化財等の指定を受けている歴史的建造物等においては、行政による被害状況調査が実施され、復旧工法や災害復旧事業等の適用について検討された。一方、これらの指定を受けていない歴史的建造物等については、学会や住民団体等により、被害状況調査が実施された。 国や地方公共団体による文化財等の指定を受けていない歴史的建造物等の復旧については、震災当時、十分な補助制度がなかったことから、阪神・淡路大震災復興基金の活用により、所有者負担額の2分の1を補助する制度が創設された。しかし、これらの多くは、震災前の形に復旧再建されることはなく、中には、復旧せずに解体されたものもあった。 兵庫県は、平成10年3月、地域が培ってきた個性の継承と新たな地域文化づくりに取り組み、次世代の人々や内外の人々に誇り得る美しく、魅力あるまちなみ景観の創造を推進すること、また、県民、事業者、団体、行政のそれぞれが景観の復興と形成に、連携と協働によって自発的かつ積極的に取り組む景観づくりを推進することを目的に、「景観復興マスタープログラム」を策定した。

阪神・淡路大震災時における取組内容とその結果	
国	阪神・淡路大震災に対して取った措置 県の欄を参照 阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果 県の欄を参照
県	阪神・淡路大震災に対して取った措置 《文化財等の被害状況調査》 1月19日、文化庁担当官（建造物課等）及び近畿2府3県の専門職員の協力を得て、市町の職員と共に、国・県指定文化財（建造物・史跡名勝天然記念物・重要伝統的建造物群保存地区）等について被害状況調査を実施した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p284] ID048文化財等の被害状況調査を参照 県立明石公園の石垣の復旧については、石垣が歴史的価値を持つものであることから、石垣の歴史、構造等の専門家による指導委員会を設け、復旧の範囲、復旧工法の検討を行った。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p152] ID109公園・緑地を参照 《景観復興への取り組み》 文化財指定建造物の復旧（平成7年度～9年度）[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録 - 兵庫県』兵庫県,p284]

- ・文化財指定の受けた歴史的建造物等の復旧については、平成7～9年度までの3カ年計画を原則として行うこととし、旧神戸居留地十五番館など国指定文化財等27件、重要伝統的建造物群保存地区1件（32棟）の計28件と、六甲八幡神社など県指定文化財等22件の復旧事業を実施することとした。

ID138文化財等を参照

復興基金による歴史的建造物等の修理費補助（平成7年度～16年度）[阪神・淡路大震災復興基金ホームページ（<http://web.pref.hyogo.jp/fkikin/>）]

- ・文化財指定のない歴史的建造物等に対しては、修復に対する補助制度がなかったことから、復興基金を活用し、助成制度を創設した。（補助率：所有者負担額の2分の1）

景観復興マスタープログラムの策定（平成10年3月）[『阪神・淡路大震災復興誌（第6巻）』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p512-514]

- ・兵庫県都市住宅部は、平成9年度に、学識者、専門家、行政担当による「兵庫県景観復興マスタープログラム」策定検討委員会を設置。神戸、阪神、淡路のそれぞれの地域ごとに景観の現況を分析、問題点を整理し、景観対策のテーマを検討するとともに、景観復興の基本方針を立て、継承すべき景観資源を県民から公募して選定する「ふるさと景観資源継承事業」などのリーディング・プロジェクトを打ち出し、平成10年3月に「兵庫県景観復興マスタープログラム」として公表した。この概要等は、以下のとおり。

兵庫県景観復興マスタープログラムの概要

〔計画策定の目的〕

地域が培ってきた個性の継承と新たな地域文化づくりに取り組み、次世代の人々や内外の人々に誇り得る美しく、魅力あるまちなみ景観の創造を推進すること。

県民、事業者、団体、行政のそれぞれが景観の復興と形成に、連携と協働によって自発的かつ積極的に取り組む景観づくりを推進すること。

〔景観復興の基本方針〕

地域景観リーダーを育成し、まちづくり活動への発展を支援して、目指すべき地域景観イメージを共有する。

地域アイデンティティを発見、共有して、地域の価値ある景観を継承する。

再建住宅やオープンスペースの設置に、植栽など景観形成の手法を取り入れる。

復興市街地を継続調査し、景観に関わる情報を発信する。

リーディング・プロジェクト

〔ふるさと景観資源継承事業〕

地域への愛着心を育むとともに、地域の景観づくりを進めるときの核にするため、震災で失われたり、消失しかかっている歴史的な景観や、ふるさとの原風景を収集し、記録保存する。また、継承すべき景観資源を公募し、選定して、景観マップをつくる。

〔景観づくり講座事業〕

景観や環境に関わる学習講座、次世代の地域景観リーダー育成講座を設けて、景観、まちなみへの関心を高める。このために、住民と行政とのパイプ役となり、景観や環境についての相談を受け、景観づくり団体を育成する「景観アドバイザー」を設置する。

〔復興住宅・まちなみ事例集作成事業〕

復興地域での良好な景観形成の事例を収集して、手近な参考書「復興住宅・まちなみ事例集」をまとめ、配布する。

〔共同・協調緑化推進事業〕

再建住宅の修景とまちなみ景観の育成のために、住宅周りの外構空間や敷き際空間の緑化を推進する。特に、コミュニティを育てるためにも、隣近所でまとまって取り組む共同・協調緑化を推進する。

〔淡路花回廊計画推進事業〕

明石海峡大橋の開通を契機に、淡路縦貫道路を骨格とする「花回廊」の新たな景観構造を構築す

	<p>る。この「花回廊」を軸に、花にちなんだランドマークを整備し、休耕田を利用した花畑づくり、花のイベント開催、花の名所づくりを進める。</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果 《文化財等の被害状況調査》 文化財として指定されている建造物等[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p284] ・文化財の被害状況調査の結果、国指定文化財は指定物件546件のうち45件、県指定文化財は717件（指定解除3件を含む）のうち54件が被害を受けていたことが判明した。震災による被害を受けた文化財は、建造物に多かった。例えば、神戸市においては太山寺を始めとする中世からの社寺建築物群、酒どころとして世界に知られる「灘五郷」の酒蔵群、慶応3年の神戸開港とともに建設された「旧神戸居留地十五番館」、異人館の並ぶ重要伝統的建造物群保存地区の「神戸市北野町山本通」、大正時代から昭和初期にかけての神戸・阪神間の近代住宅群などが被害を受けた。 ・震災当時に県指定重要文化財であった山邑家住宅、山邑酒造株式会社酒蔵、旧辰馬喜十郎店・酒蔵、については、生き埋め者の緊急救出等に伴い滅失したことから、文化財の指定を解除した。ID048文化財等の被害状況調査を参照</p> <p>《景観復興への取り組み》 文化財等の復旧 ・兵庫県内の指定文化財の復旧は、平成12年3月の国指定文化財・明石城巽櫓・坤櫓を最後に、すべて完了した。[『阪神・淡路大震災復興誌第5巻』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p149-154] ・北野・山本地区における伝建指定建造物は、全て保全された。なお、北野・山本地区における伝建指定建築物の修復事業にあたっては、国63%、県13.5%、市13.5%の補助がなされ、所有者負担は10%に抑えられた。また、北野・山本地区の都市景観形成地域内にある伝建指定外の建造物については、フロインドリーブ邸、奥野邸、旧口シアクラブ、旧陳邸、ジャスワル邸、ドルゴフ邸、ジャーマル邸の7邸が解体された。[阪神・淡路大震災調査報告編集委員会『阪神・淡路大震災調査報告 建築編10 都市計画・農漁村計画』,p384] ・灘酒造地区の酒造建築物の多くは、文化財の指定を受けていないことから、所有者により再建された。灘酒造地区における酒蔵の再建状況を見ると、震災前の形に復旧再建されたものは全棟の3%（3件）、新しくRC造や鉄骨造によって再建されたものは25%（14件）であった。なお、神戸市内において、江戸時代末期の酒造建築で地震当時現役の酒蔵であり、再建後も従来通り酒造を行うものは、泉勇之助商店（灘泉）の1軒のみとなった。[阪神・淡路大震災調査報告編集委員会『阪神・淡路大震災調査報告 建築編10 都市計画・農漁村計画』,p389-394] ID138文化財等を参照。</p> <p>復興基金による歴史的建造物等の修理費補助 ・阪神・淡路大震災復興基金による補助について、平成12年度までに284件、約10億円が補助された。</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置 県の欄を参照 阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果 県の欄を参照</p>
そ の 他	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置 《学会等による景観被害調査》 建築学会は、1995年2月～1998年5月まで、半年ごとに長田港から板宿・禅昌寺に至る東西650m、南北3,300mの景観被害及び復興実態定点観測を実施した。[阪神・淡路大震災調査報告編集委員会『阪神・淡路大震災調査報告 建築編10 都市計画・農漁村計画』,p350-354] 建築学会は、1995年5月から6月、神戸市の東灘区、灘区の山手住宅地と北野地区、須磨地区や塩屋地区等の神戸市西部の住宅地を対象に、主に敷地境界領域の景観形成要素である塀・生け垣・</p>

	<p>擁壁の種類・形状・素材について、現地調査を行った。[阪神・淡路大震災調査報告編集委員会 『阪神・淡路大震災調査報告 建築編10 都市計画・農漁村計画』,p374-378]</p> <p>建築学会は、歴史的風景の被災状況を把握するために、異人館を中心とした北野・山本地区、旧居留地である居留地・栄町通を調査した。[阪神・淡路大震災調査報告編集委員会 『阪神・淡路大震災調査報告 建築編10 都市計画・農漁村計画』 p382-389]</p> <p>神戸大学は、2月2日～3日に灘酒造地区を踏査し、酒造建築の被害状況を把握した。また、2月6日には、その被害状況の報告を作成し、兵庫県及び神戸市の文化財課に送付した。[阪神・淡路大震災調査報告編集委員会 『阪神・淡路大震災調査報告 建築編10 都市計画・農漁村計画』,p389-395]</p> <p>震災復興・実態調査ネットワークは、再建が進む被災市街地の景観についての実態調査を実施し、その結果を『景観・空地調査報告書 - 新しい町並みの兆しを発見する - 』として取りまとめた。[『阪神・淡路大震災復興誌（第5巻）』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p474-478]</p> <p>《景観復興への取り組み》</p> <p>「北野・山本地区をまもり、そだてる会」では、震災直後から伝建指定以外の異人館を保存するとともに、これらを資料館として活用することを目的に「異人館基金」を創設した。[『阪神・淡路大震災 神戸復興誌』神戸市,p843-847]</p> <p>谷崎潤一郎の移り住んだ家の1つである「岡本の家」の消失を惜しむ地元住民を中心とした有志が復興委員会を結成し再現の計画を進めている。</p> <p>ID138文化財等を参照</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p> <p>《学会等による景観被害調査の結果》</p> <p>建築学会による調査の結果、阪神間住宅地を形成する景観資源の重要な要素であった、石積み塀や擁壁、れんが塀の被害は深刻であり、その復旧状況も必ずしも順調と言えないことが判明した。[『阪神・淡路大震災復興誌（第5巻）』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p377]</p>
<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果</p>	
<p>国</p>	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>景観法の制定（平成16年6月18日公布、平成16年12月17日施行（一部を除く））</p> <p>[「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について」平成16年2月9日国土交通省記者発表資料（http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha04/04/040209_3_.html）]</p> <p>・都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等、所要の措置を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法律である「景観法」が制定された。</p> <p>○六甲山系グリーンベルト整備（平成7年～）</p> <p>・国及び兵庫県は、六甲山地において、震災やその後の降雨などにより発生が懸念される土砂災害への対策や、自然景観の形成を図るために、市街地に接する山麓から山腹に至る斜面において一連の樹林帯を整備する「六甲山系グリーンベルト整備構想」を打ち出した。</p> <p>「ID108砂防施設」のシートを参照</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
<p>県</p>	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>六甲グリーンベルト整備構想（平成7年～）[『阪神・淡路大震災復興誌（第3巻）』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p622-623]</p> <p>・国及び兵庫県は、六甲山地において、震災やその後の降雨などにより発生が懸念される土砂災害への対策や、六甲山地における自然景観の形成を図るために、市街地に接する山麓から山腹に至</p>

	<p>る斜面において「一連の緑地帯」を整備する「六甲グリーンベルト構想」を打ち出した。「ID108砂防施設」のシートを参照</p> <p>さわやか街づくり賞復興特別部門の創設（平成9年度～）[『阪神・淡路大震災復興誌（第3巻）』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p514]</p> <ul style="list-style-type: none"> 兵庫県は、平成5年度から優れた建築物、まちなみ、広告、標識、活動団体を募集、学識者や関係団体の審査委員が選考したものを表彰する「さわやか街づくり賞」を設けているが、平成9年度は同賞に「震災復興特別部門」を設けた。 <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>芦屋市「都市景観条例」の制定（平成8年6月）[『阪神・淡路大震災復興誌（第3巻）』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p515-516]</p> <ul style="list-style-type: none"> 芦屋市は、平成8年6月に「都市景観条例」を策定した。 芦屋市都市景観条例は、震災前の平成6年から制定の準備が進められ、平成7年3月の市議会に上程する予定であったが、震災のため、延期された。その間に、解体跡地でマンションの新築の動きが出始めたので、届け出対象を3階以上のマンションも含めた条例に切り替えた。 芦屋市は震災後のまちなみの変化に対応するため、大規模建築物の届け出対象を高さ10mにするなど、より細かく取り決めた。また、建物の外壁や屋根の色についても、「芦屋の景観色」を決めて指導している。芦屋の景観色は、御影石と六甲山の色を参照に決めた。 芦屋市の景観条例の特色は、以下のとおり。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>市域全体で中規模以上の建築物（主に3階建以上のマンション）と第1種、第2種低層住宅では高さ8m、建築面積500㎡以上の住宅が届け出対象</p> <p>表示面積30㎡以上の広告物も届け出対象。高架道路、横断歩道橋などの工作物なども景観デザインの協議の義務づけ</p> <p>敷地緑化、生け垣の推奨、駐車場の緑化協力要請による修景緑化</p> <p>芦屋の景観色の設定。</p> </div> <p>景観形成市民協定締結の推進（神戸市）[『阪神・淡路大震災復興誌（第2巻）』兵庫県・（財）21世紀ひようご創造協会,p467]</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和30年代後半から神戸市中央区北野町の異人館の保存問題が起こり、また昭和52年には異人館街がNHKの連続テレビ小説「風見鶏の館」の舞台になったことがきっかけとなって異人館ブームに火がつき、昭和53年に神戸市は全国に先駆けて「都市景観条例」を制定した。これに基づいて、震災以前から、景観形成地域として神戸駅・大倉山地域など7地区、伝統的建造物群保存地区として北野町山本通地区が指定されていた。 都市景観条例には、市民の自主的な景観形成を支援するため、市民団体の活動や市民協定の締結に対して技術的援助を行う他、その活動費の一部を助成できることが定められている。 市民協定は、土地、建物の所有者や広告物の所有者が、景観形成のために必要な基準を定め、地元組織が主体となって、専門家の協力を得ながら、景観の改善や新しい建物の建設に際しては基準に沿った設計などを行うように求めていくものである。 <p>芦屋市における生け垣助成制度の拡充[『阪神・淡路大震災復興誌（第3巻）』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p516]</p> <ul style="list-style-type: none"> （財）芦屋市都市整備公社は、平成7年9月から、生け垣設置の交付額を、これまでの2分の1から3分の1に増やした。 <p>神戸市における生け垣助成制度の活用の促進[『阪神・淡路大震災復興誌（第2巻）』兵庫県・（財）21世紀ひようご創造協会,p467]</p>

- ・神戸市は、昭和59年以降、一戸建て住宅や小規模共同住宅が、塀を取り壊して生け垣を作る場合に工事費用の半分（限度額10万円）を、また、生け垣を新設するかもしくはツタなどをフェンスにはわせる場合は5万円を限度に助成してきた。
- ・震災後、この助成制度を拡充し、活用の推進を図った。
ID109公園・緑地を参照

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果

景観形成市民協定の締結状況[『阪神・淡路大震災復興誌（第5巻）』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p478-480]

- ・震災後、まちづくり協議会等の活動の中から地域の景観を向上させようとする動きが起こり、平成16年3月までに以下の8地区で景観形成市民協定が締結された。

トアロード地区

締 結 : 平成9年4月28日

地区面積等 : トアロード沿道約15ha

組 織 : トアロード地区まちづくり協議会

目 標 : 品格、魅力、国際性を持ち、世代をこえてつどえるまち

特 色 : 建物形態を国際性のあるファッションナブルなものとする。夜間や休日にもショウウィンドーの照明を灯す。沿道に私的なゴミ箱を置かないなど。

新長田駅北地区東部

締 結 : 平成10年7月6日

地区面積等 : 約21ha

組 織 : 新長田駅北地区東部いえなみ委員会

目 標 : 緑の中に住商工が共生し活力あるまち

特 色 : 屋根は平入り。屋上広告は置かない。張り出しテントは近隣で統一。隣家とのすき間をつくらない。塀などはつくりず生け垣にするなど。

栄町通地区

締 結 : 平成10年7月10日

地区面積 : 約8ha

組 織 : 栄町通まちづくり委員会

目 標 : クラシカルモダンな複合文化ビジネス街

特 色 : 1階部分はショーウィンドーやストリートギャラリーにする。栄町通に面して駐車場の出入り口を設けない。交差点に街角広場を設置するなど。

魚崎郷地区

締 結 : 平成10年7月13日

地区面積等 : 約31ha

組 織 : 魚崎郷まちなみ委員会

目 標 : 居住・生産・商業の共存。伝統を継ぐ「わがまち」の形成

特 色 : 建物は酒蔵をイメージした和風のものとする。屋根は明度の低い無彩色とする。出来るだけ丸がわらをのせた塀を設けるなど。

新長田駅北・西地区

締 結 : 平成11年10月22日

地区面積 : 約13ha

組 織 : 9つのまちづくり協議会

	<p>目 標 :新しい時代に生きる新下町づくり 特 色 :屋根は傾斜屋根にする。屋上広告を置かない。張り出しテントは近隣で統一。塀はつくりず生け垣にするなど。</p> <p>三宮中央通り 締 結 :平成14年9月27日 地区面積 :約13ha 組 織 :三宮中央通りまちづくり協議会 目 標 :人が集い、賑わいのある街のメインストリートをつくる。 特 色 :両隣のビルとの調和に配慮した形態にする。自家用看板は表示面積を最小限にする。敷地の緑化を促進するなど。</p> <p>神戸元町商店街 締 結 :平成15年6月6日 地区面積 :約7ha 組 織 :神戸元町商店街まちなみ委員会 目 標 :神戸の伝統文化を継承し、クラシカルモダンなストリートをめざす。 特 色 :建物2階部分までは非住宅用途とし、通りの賑わい・連続性を確保する。店舗の照明、ショーウィンドウ、シャッターを工夫するなど。</p> <p>有馬地区 締 結 :平成15年12月17日 地区面積 :約12ha 組 織 :有馬街活性化委員会まちなみ部会 目 標 :歴史ある温泉地としての情緒を感じるまちづくり 特 色 :低層部の屋根・軒を揃える。自然素材を基調とし、まちなみに調和した色彩とする。夜間景観に配慮するなど。</p>
<p>そ の 他</p>	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み 生け垣実態調査(平成11年～平成14年)[『阪神・淡路大震災復興誌(第7巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p481-482]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(財)兵庫県勤労福祉協会は、1999年8月から2002年3月まで、神戸、芦屋、尼崎、宝塚、川西、伊丹の6市の生垣実態調査を実施した。この調査の目的は、樹種、延長距離、高さ、本数、設置位置などを調べて、今後の緑地施策の基礎資料を作成することである。 ・本調査は、中高年被災者に生きがい就労の機会を提供する「被災地しごと開発事業」として、(財)阪神・淡路大震災復興基金の補助を受けて行われた。 ID047 公園・緑地の被害状況調査を参照 <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果 生け垣実態調査[『阪神・淡路大震災復興誌(第7巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会,p481-482]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(財)兵庫県勤労福祉協会が行った生け垣実態把握調査の結果、生垣の樹種は、神戸、伊丹市が270種に及び、次いで宝塚市が160種、芦屋市が140種、西宮市が140種、川西市が130種、尼崎市が120種であったことが判明した。 ・また、生垣を設置している戸数は9万9,651戸で、生垣設置率は23%であった。これを市別に見ると、川西が39%で最も高く、次いで宝塚が33%、芦屋が32%、神戸が25%、伊丹が22%、西宮が19%、尼崎が7%であった。 ID047 公園・緑地の被害状況調査を参照
<p>これまでの各方面からの指摘事項</p>	
<p>《景観の喪失及び保全に関すること》 景観形成・観光資源に大きな役割を果たしていた酒蔵や資料館、記念館が被害を受け、再建に莫大な費用が</p>	

かかるため、公的助成を含め、震災前の地域性あふれる街並みをいかに再現するかが課題である。(三木徹也「阪神大震災の神戸経済への影響」『都市政策 no.81』(財)神戸都市問題研究所)

「建築上の観点から見ても、建物の品質と設計は秀逸であるが、安全重視と迅速な再建という命題が与えられていたために、歴史的価値に富んだ多くの古い建物を取り壊された。神戸にいてもどこか他の先進国にいるのと変わらない印象しか残らない。」(セルジオー・プエンテ「住宅再建支援の課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第4巻《被災者支援》』兵庫県・震災対策国際総合検証会議)

地域のコミュニティ、地域のアイデンティティ、地域の災害文化の形成という視点から見ると、我々が説明を受けたり見せていただいた現場からは評価すべき物が少なかった。部分的にはコレクティブ・ハウジングやシルバーハウジング、コミュニティプラザなど震災の経験がなければ出来なかった事業が生まれたが、日本人と都市環境の関わりの薄さが、コミュニティを崩壊させ、アイデンティティを消滅させてしまったのではなからうか。倒壊した建物の中にかげらを集めてでも元の形に修復すべきものはなかったのか。文化財という指定がなくても地域住民の記憶の風景として大切な遺産は数多くあったはずである。ガレキの撤去費用を全額国庫負担にしたために、残せる筈の建物も片付けられてしまった。それは一般の住宅にもいえることで、少し手を加えれば大丈夫だろうと考えていた建物もほとんど消え失せていた。もし、それらの建物が現地に残り、元の人が住んでいたら、被災後それぞれの仮設住宅でバラバラになった人たちも、必ず現地を何度も訪れているわけで、残っている人達との会話の中から、元のコミュニティが回復していくきっかけとなった筈である。半壊以下であったはずの建物も全壊ということで片付けられてしまい、結果的に阪神・淡路大震災の住宅被害は正確に分からず仕舞いになっている。また鉄筋コンクリートの建物でも、なぜ壊れたのかの追求も不十分に終わっている。全般的には早く片付けられたということは早い復興に繋がったわけでマイナスばかりではないが、本当の原因が分かれば、もっと多くの教訓が学べた筈である。(村上處直「住宅再建支援の課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第4巻《被災者支援》』兵庫県・震災対策国際総合検証会議)

《住宅地における街並み景観の均質化に関すること》

震災復興・実態調査ネットワーク景観・空地調査チームは、実態調査の結果、住宅再建によるまちなみの均質化の要因として、以下の6点を挙げている。

1) 塗装パネルに覆われた箱型住宅

構造や工法に関わらず、外壁の仕上げに乾いた質感の塗装パネル(サイディングボード)を用いた住宅が多くなっている。多くの場合、総2階建、総3階建となり、軒が浅く陰影の少ない箱型の形態が見られる。

2) リブ方ブロック塀と黒いさく

震災後の塀の素材としてリブ型ブロックと黒い塀の組み合わせが、震災バージョンと呼べるほど被災地に多い。建物と道路との間にほとんど空き地がとれないような場所でも現れる。これまでに見られなかった組み合わせである。

阪神間で多く見られる。神戸市西部・東部では、ブロック塀の前に植木鉢が並び、色彩が豊かになっている。路地に並べられていた植木鉢と同じ感覚で、時間の経過とともに表情が出てくることが期待できる。

3) 囲いのない敷き際に建つ玄関ポール

狭小な敷地に建てられた住宅では、直接道路に面する玄関脇には、インタホン、郵便受け、表札などがセットされた玄関ポールが敷き際に現れる。

玄関に近い位置に建てられるケースが多いが、深江地区では玄関から離して道路際に並んで立てられている住宅もあった。阪神間ではガーデニングと一緒にデザインされているものもある。花の置き方には地域性がある。

4) 敷き際のコンクリート敷きの駐車スペース

建物の前面または一部建物内に食い込むように駐車スペースが取られる建て方が多く見られる。当初はコンクリート敷きだけだったが、しだいにタイルやインターロッキングによる仕上げ、植栽などによって、デザインに工夫が見られるようになった。

敷き際がオープンになって明るくなっているが、どこでも乾いた質感で、これがどこでも同じ風景が現れ

てきていると感じる要因ではないか。

5)木賃に代わってきたプレハブ・アパート

震災で壊滅的打撃を受けた木造賃貸住宅や長屋に代わって2階建のプレハブ・アパートが再建されてきた。多くの場合、建物周辺に駐車スペースが取られている。地域制はほとんどない。

6)ゴールドクレストやレッドロビンの緑化材料

再建された住宅の生け垣には比較的成長の早いレッドロビン(西洋紅カナメモチ)がよく使われている。春から夏にかけて多くの生け垣が赤く色づく。これまでほとんど見られなかった緑化材料で、震災後多く見られるようになった樹種にゴールドクレスト(黄金ヒバ)がある。

阪神間に多い。インナーシティ地域では震災前にも生け垣はすくなかったせいかわりにこのタイプの敷き際はあまり見かけない。従来在市街地環境や敷地規模が反映されている。

資料：『阪神・淡路大震災復興誌(第6巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会)

課題の整理

仮設住宅、復興都市計画事業施行区域などにおける街並み景観のあり方に関する検討

今後の考え方など

○歴史的集落や街並みの景観を保護するため、市町村は、条例を定めて伝統的建造物群保存地区を決定し、国は、市町村の申出に基づき、我が国にとってその価値が特に高いものを重要伝統的建造物群保存地区に選定している。この重要伝統的建造物群保存地区に対しては、市町村が行う物件の管理、修理、修景又は復旧に要する経費への補助や技術的指導を行っている。(文部科学省)

○六甲山系グリーンベルト整備事業の推進に努める。(兵庫県)

○新たに成立した景観法を活用することにより、これまで条例に基づき実施してきた各種景観施策をさらに充実させていく。(神戸市)

密集市街地整備における防災安全性の向上と、歴史的街並み、文化財、景観等保全との両立は重要な命題であることから、地域の防災性能、文化的背景・熟度、歴史性、対外的価値等を総合的に勘案し、PI・ワークショップ等で住民の意向を的確に把握しながら、公共施設整備等を推進する。(国土交通省)